

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び法施行令10条3項の規定に基づいて、平成30年5月31日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「3級」と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これを取り消すことを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

本人の状態が変わらない。医者の診断にぎもん。3級の診断に不満。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年12月4日	諮問
平成31年1月15日	審議（第29回第2部会）
平成31年2月15日	審議（第30回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書（以下「診断書」という。）を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が「法別表に掲げるもの」に該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。
- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、都規則を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとす

る。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙 2 参照）、手帳の交付申請（再交付申請を含む。）に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法 15 条 1 項及び法施行令 10 条 1 項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された医師の意見（法 15 条 3 項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

(3) 法施行令 6 条 1 項は、法 15 条 4 項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法 17 条の 2 第 1 項の規定による市町村の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。法施行令 7 条は、当該診査を行った市町村長は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨をその者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令 10 条 3 項は、知事は、当該通知によりその者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。

(4) ところで、法施行令 10 条 1 項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法 15 条 1 項及び 3 項に規定する診断書及び意見書を添付すべきことが定められており（法施行規則 7 条 1 項、2 条 1 項）、処分庁がこの再交付申請に

対する判断を行う際にも、上記(2)に述べたところは、そのまま当てはまるものである。

一方、本件のように、法施行令10条3項の規定による手帳の再交付の場合は、同条1項の規定により手帳の再交付を受けようとする者からの申請に基づくものではないが、その障害程度に重大な変化が生じたと認める知事の認定においては、やはり同様の診断書及び意見書に基づく判断を行うべきものと考えられる。そして、現に、本件での診査に当たった〇〇市においても、〇〇市身体障害者福祉法施行規において、法施行令6条1項の規定による通知を受けた者に対する福祉事務所長の診査は、法15条1項及び3項に規定する診断書及び意見書に基づき行うものとする旨の規定（同規則5条）を設けている。

このことからすると、法施行令10条3項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、市町村長からの法施行令7条による通知及び上記の診断書及び意見書の内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、一上肢の機能障害及び一下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害
2 級	一上肢の機能を全廃したもの	
3 級	一上肢の機能の著しい障害	一下肢の機能を全廃したもの
4 級	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能	一下肢の機能の著しい障害 一下肢の股関節又は膝関節の

	を全廃したもの	機能を全廃したもの
5 級	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6 級		一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	一上肢の機能の軽度の障害 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	一下肢の機能の軽度の障害 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとするとしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1 級	1 級	18
11～17	2 級	2 級	11
7～10	3 級	3 級	7
4～6	4 級	4 級	4
2～3	5 級	5 級	2
1	6 級	6 級	1
		7 級	0.5

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「脳梗塞」を原因とする「（左）上下肢運動機能障害」（別紙１・Ⅰ・①及び②）、総合所見においては「左上肢運動機能障害、移動能力低下」があるとされている（別紙１・Ⅰ・⑤）。「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」中の参考図示では、左上下肢に運動障害があるとされ、また、関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）においても、上肢は左側の肩、肘、前腕、手など、下肢は左側の股から足にかけて関節可動域の制限や筋力の消失又は著減・半減があるなどとされている。

したがって、請求人の身体障害については、左上肢及び左下肢の機能障害として各々認定するのが相当である。

以上を前提に、以下、請求人の左上肢及び左下肢の機能障害の程度について検討する。

ア 左上肢の機能障害の程度

本件診断書の記載によると、「動作・活動」の評価欄（別紙１・Ⅱ・二）では、両手による共働動作のうち、「背中を洗う」が「×（全介助又は不能）」並びに「シャツを着て脱ぐ」及び「タオルを絞る」は「△（半介助）」となっているものの、左片手動作の３項目では全て「○（自立）」となっている。また、関節可動域（ROM）において、肩関節、肘関節及び手関節については「×（筋力が消失又は著減）」、また、前腕及び手指の関節についても一部は「×（筋力が消失又は著減）」となっているものの、手指の関節の一部は「△（筋力半減）」となっており、左上肢の筋力及び目的動作能力は一部が残存していることが認められる。

そうとすると、請求人の左上肢の障害は、障害等級２級の「一上肢の機能を全廃したもの」に至っているとはいえず、「一上肢の機能の著しい障害」と判断して３級と認定するのが相当である。

イ 左下肢の機能障害の程度

本件診断書の記載によると、「動作・活動」の評価欄（別紙1・II・二）では、「座る（正座、あぐら、横座り）」は「×（全介助又は不能）」とされている。また、補装具なしでの歩行能力については1km以上歩行不能、補装具なしでの起立位は10分以上困難とされ、筋力テスト（MMT）では、左股関節の屈曲は「△（筋力半減）」となっているものの、他の項目では全て「×（筋力消失・著減）」とされている。これらの記載のみからすると、障害等級4級の区分に該当し得るともいえる。

しかし、「動作・活動」の評価欄での「屋外を移動する」が「△（半介助）」とあり、「寝返りをする」、「座る（足を投げ出して）」、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる」、「家の中の移動」、「二階まで階段を上って下りる」及び「公共の乗物を利用する」は全て「○（自立）」と記載されており、移動する、座る等の下肢の基本的な目的動作能力は一定程度保たれている。そうとすると、請求人の左下肢の障害を総合的に判断すれば、著しい機能障害にまで至っているとはいえず、「一下肢の機能の軽度の障害」として7級と判断するのが相当である。

ウ 総合等級

請求人の身体障害の障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数が合計される。そして、上記ア及びイによれば、左上肢機能障害3級（指数7）＋左下肢機能障害7級（指数0.5）＝総合等級3級（合計指数7.5）となる。よって、請求人の障害については、障害等級3級と認定するのが相当である。

- (3) 以上のとおり、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すれば、本件障害の程度は、「左上肢機能の著しい障害3級」、「左下肢機能の軽度の障害7級」であり、これらを併せた請求人の障害等級については、「3級」と認定するのが相当であることから、「左上肢機能障害3級、左下肢機能障害7級、総合等級

3級」と認定した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、前述1・(3)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級3級と認定することが相当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2（略）